論点検討資料(市民参加)(案)

【条例素案 (たたき台)】

(市政への市民参画の推進)

第○条 市は、広く市民が市政に参画できる機会を拡充し、市政への市民参画の推進に努めなければならない。

(パブリックコメント手続)

- 第○条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」という。)を行うものとする。
- 2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行 うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

(附属機関等の委員の公募)

第○条 執行機関は、附属機関等について、その委員を公募することにより、市民の参画 を推進するものとする。

【市民委員会の提言】

- 3 市民主権と協働
 - 市民参加の権利
 - ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。
 - ・市民参加の機会は公平公正に与えられることが大切です。
 - 市民参加の機会
 - ・行政は、市政に市民の意見を反映させるため、市政に参加しにくい状況にある人々への配慮を含め、広く市民が市政に参加できる機会を確保し、その制度を充実させます。
 - ・行政は、政策決定過程における市民参加を促進するため、重要な政策等の立案に当たっては、その内容等を公開し、市民からの意見を求め、意見に対する考え方等を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行います。
 - ・行政は、政策の立案・実施・評価の各過程における市民参加を進めるため、審議会などの附属機関に、公募委員を加えます。

【論 点】

1 市民参加の手法

市民参加の手法	市民委員会 の提言	高松市の制度等		
(1) パブリックコメント	0	・高松市パブリック・コメント手続要綱		
(2) 審議会(附属機関)等		・高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱		
	0	・高松市附属機関の会議の公開および委員の公募		
		に関する指針		
(3) 市民会議		・高松女性会議		
		・まちづくりゼミナール		
		・高松まちづくり100人委員会		
(4) 市民政策提案手続		・高松市協働企画提案事業実施に関する要綱		
(5) 説明会, 公聴会		・高松・まちづくりふれあいトーク~市民と市長		
		の対話集会~		
		・高松市都市計画マスタープラン説明会		
(6) ワークショップ		・コミュニティセンター建設に係るワークショッ		
		プ		
(7) アンケート調査		・男女共同参画に関する市民生活意識調査		
		・市民交通意識アンケート調査		
		・高松市市民満足度調査		
(8) 住民投票	0			
(9) その他		・市長への提言		
		・ホームページ意見箱		
		・ボランティア		
		・事業協力(公園の清掃・除草事業,たかまつマ		
		イロード)		

<分類について参考資料>西宮市市民参画条例策定委員会資料, 財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学「分野別自治制度及び その運用に関する説明資料」

2 市民参加の機会の確保

参加の機会,対象	他市の自治基本条例		
多様な参加の機会	川崎市自治基本条例 第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等 第2節 参加及び協働による自治運営 (多様な参加の機会の整備等) (審議会等の市民委員の公募) (パブリックコメント手続)		
計画策定,審議会等,条例制定	伊賀市自治基本条例 第3章 市民の参加 第1節 市民参加の権利と責務 (まちづくりに参加する権利) (まちづくりの参加における市民の責務) (まちづくりの参加における市の責務) 第2節 市民参加の制度保障 (計画策定における市民参加の原則) (計画策定における市民参加の手続) (審議会等への市民参加) (条例制定における市民参加の手続)		

3 市民参加の権利

市民の権利の項目で協議予定

4 市民参加の公表

各項目を協議する際,併せて検討

※ 附属機関等の会議の公開については、情報共有の項目で協議予定

【他市の比較資料】

1 他市の自治基本条例における「市民参加の手法」に関する項目比較

	パブリック コメント	審議会等	市民会議	市民政策提案手続	説明会• 公聴会	ワーク ショップ	アンケート 調査	その他
川崎市	0	0						
静岡市	0							
札幌市	0	0		0				
新潟市	0	0						
豊田市	0	0						
岐阜市	0	0						
大和市								
太田市	0							
平塚市	0	0						
三鷹市	0	0	0					
帯広市	0							
さぬき市	0	0						
善通寺市	0	0				0	0	0
丸亀市	0	0			0		0	

2 条文比較表(市民参加)

札幌市自治基本条例	豊田市まちづくり基本条例	川崎市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	多摩市自治基本条例
(H19. 4. 1施行)	(H17, 10, 1施行)	(H17. 4. 1施行)	(H16. 12. 24施行)	(H16. 8. 1施行)
第6章 基本原則によるまちづくりの推進 第1節 市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するもの とし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければなない。 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案について、の意見公募制度を設けるものとする。 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 (青少年や子どものまちづくりへの参加)第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。	第4章 参画と共働 (市民の参画の推進) 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。	第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。 (審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。 (パブリックコメント手続) 第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募	いう。)を策定しなければならない。 2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。 (計画策定における市民参加の手続) 第 16 条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公支し、意見を求めるものとする。 2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとする。 2 市の執行機関は、前項の規定により提出されし、意見について、採否の結果及びその理由を付して公表会等への市民参加) 第 17 条 市の執行機関の委員の任命に当たて公表会等への市民参加)第 17 条 市の執行機関の委員の任命に当たって公表会等の他の附属機関の委員の任命に当たって以表のの機関の設置の目的に応じて、均ない。 2 審議会その他関の設置の目的に応じて、均ない、(条例制定における市民参加の手続)第 18 条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、以は改廃しおうときは、次のいすれかに該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならない。 (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 (4) 前2号に準じた制定改廃の場合 (5) 市は、前項の条例の制定・改め廃案を議会に提案を公表し、意見を求めるものとする。	定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。 (参画の保障) 第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるせん。 う、多様な参画制度を整備しなければなりません。 の、不利益を受けることのないよう、配慮します。 第2節 参画の形態 (参画の形態) 第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画を多いの参画の形態 (参画の形態) 第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画の方ち事案に応じて必要なものを用いるものとします。 (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画 (2) 公聴会等への参画 (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うとします。 (4) 意思決定過程で素案を公表し、る制度(パブリックコメント調査を考慮して決定する制度(パブリックコメント調査等への意見表明 (5) アンケート調査等への意見表明 (5) アンケート調査等への意見表明 (5) アンケート調査等への意見表明 (5) アンケート調査を考慮して決定する制度(パブリックコメント・調査を表別である。 第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を用いて、まなければなりません。 (計画策定等への参画) 第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。 (事業実施における参画) 第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様なるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、